

令和6年度 第2回中央区成年後見制度利用促進審議会 会議記録

●日 時：令和7年3月3日（月）午後6時30分～7時30分

●場 所：中央区役所8階大会議室

●出席者：【委員】12名

委員長 宮崎 牧子（大正大学社会共生学部教授）
副委員長 相原 佳子（野田記念法律事務所）
竹見 敏彦（中央区医師会）
安藤 博規（東京弁護士会）
安井 正登（成年後見センター・リーガルサポート東京支部）
鳥居 理英子（東京社会福祉士会）
前場 京子（中央区心身障害児者の進路と生活を考える会）
石川 紫（月島おとしより相談センター）
鈴木 崇弘（基幹相談支援センター）
井上 一雄（中央区社会福祉協議会在宅福祉サービス部長）
大久保 稔（福祉保健部長）
田部井 久（高齢者施策推進室長）

〈欠席者〉小笠原 宣夫（中央区民生・児童委員協議会）

【事務局幹事】

植木 清美（福祉保健部地域福祉課長）
岡田 純（福祉保健部障害者福祉課長）
阿部 志穂（福祉保健部高齢者福祉課長）
河内 武志（福祉保健部介護保険課長）

〈欠席者〉武田 知子（福祉保健部健康推進課長）

山田 英子（中央区社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」所長）
(敬称略：順不同)

●傍聴人：0名

●議事次第

1 開 会

2 議 題

- (1) 審議会の会議体名称変更について
- (2) 報酬助成制度の見直しについて
- (3) 令和7年度の事業内容について

3 閉 会

●配布資料

資料 1	審議会の会議体名称変更について
資料 2	報酬助成制度の見直しについて
資料 3	令和 7 年度事業内容について
資料 4	意見票※当日配付

参考資料 1	中央区成年後見制度利用促進審議会委員名簿※当日配付
参考資料 2	中央区成年後見制度利用促進審議会座席表※当日配付
参考資料 3	令和 6 年度第 1 回中央区成年後見制度利用促進審議会会議記録※当日配付
参考資料 4	令和 5 年度の中央区の現状（盛り込むべき施策の方針「資料編」抜粋）※当日配布

次第	発言者	議事の状況又は発言内容
1 開会	委員長	開会のあいさつ
(会議の公開、傍聴、配布資料の確認)	委員長	会議の公開、傍聴、議事録の作成について説明を求める。
	地域福祉課長	会議の公開、傍聴、議事録の作成について説明
	委員長	傍聴希望の有無について報告を求める。
	地域福祉課長	傍聴希望なしの旨を報告 配布資料を確認
2 議題	委員長	議題(1) 審議会の会議体名称変更について説明を求める。
(1) 審議会の会議体名称変更について	地域福祉課長	資料1について説明
	委員長	今の説明について、ご質問、ご意見はあるか。
	副委員長	法律の根拠等々を勘案し、名称変更ということの必要性・内容については理解した。その上で教えていただきたい。附属機関が行う審査や諮問については、また別途、条例設置するなど、区としての考えや方向性はあるのか。差し支えなければ、教えていただきたい。
	委員長	事務局、いかがか。
	地域福祉課長	今のところは、諮問等を行う方向ではないが、今後、本当に必要である場合には、条例で定めた上でやっていくこともあるかと考えている。当分は「委員会」という名称でやっていきたいと考えている。
	委員長	そのほか、いかがか。 (意見なし)

(2) 報酬助成制度の見直しについて

		それでは次の議題に入る。 議題(2)報酬助成制度の見直しについて説明を求める。 資料2について説明
	委員長	今の説明について、ご質問、ご意見はあるか。
	地域福祉課長	
	委員長	
	委員	経済的要件についてお聞きしたい。預貯金額が100万円以下という要件は、単純に預貯金の金額で見えるのか、収支なども見て判断するのか、そのあたりを教えていただきたい。
	委員長	事務局、いかがか。
	地域福祉課長	(被後見人等には) もともと後見人等がついているため、基本的に資産は確認ができる前提というところで、それをもって判断させていただくような形である。
	委員	ということは、有価証券等は、流動性がないのものであるが、そういったものは入れず、単なる預貯金、現金ということか。
	地域福祉課長	有価証券は、財産として見る形になると考えている。
	委員	それは、時価で見るとということか。
	地域福祉課長	そうである。
	委員	もう一つよろしいか。住所が変わった場合についてお聞きしたい。中央区で区長申立てをしたが、金銭的に苦しい等の理由で、区外のどこか違う施設に入るとか、そういうことは起こり得ると思うが、その場合は、ずっと中央区の助成なのか、やはり移った先での助成になるのか、教えていただきたい。
	地域福祉課長	基本は、移った先での助成になると考えている。例えば、今、中央区での助成を受けていても、住所が移ったことによって、移った先では中央区の要件よりも要件の縛りがきつくなってしまう可能性もあるが、そこは住所要件で判断させていただくことになる。

	住所は移っていても、生活保護は中央区で受けている場合など、その状況によって判断することもあるが、基本は今住んでいるところでの助成ということで考えている。 現在、国のほうでも助成の見直しをしているところであると思う。区としても、国の判断を待つかどうかということだったが、なかなか国の判断が出てこなかったため、取りあえず区としてはこの形でやってみるつもりである。国の判断がどういった形で出てくるかにもよるが、自治体によってもいろいろ考え方が違ってくるところになると思う。
委員	住所要件の判断時期は、報酬付与の審判が出たときなのか、申請時なのか、そういうところも全部決まっているのか。報酬付与の審判が出たのが2月だったとして、それから3月に報酬助成の申請をしたが、その間に住所が変わった場合、どうなるのか。これは実際に経験があるのだが、例えば、生活保護の方だと、施設を探すのが都内だと非常に難しくて、どうしても郊外に移るということが起こる。そういう場合は、結構、途中で（住所が）変わるので、自治体によって助成の金額がばらばらで、この区だったら（審判額の）満額が出るのに、この市だと出ないとか、いろいろな問題があって、私自身も住所要件が結構気になっているところである。
地域福祉課長	施設に入ったときや生活保護のとき、（住所は）移住地の住所だが、保護費は中央区で見ることがあるため、そういうときはそのまま中央区の報酬助成も続いていくというところである。 そういった要件がなく、単純に住所が変わられているのであれば、移った先の自治体の報酬助成でやっていただくことになると考えている。 特に区長申立ての場合は、最後まで区が支援することが多いので、あまり変わらないかと考えているが、社会福祉協議会でやっている報酬助成については、場合によっては住所が変わったことによる影響はあり得るかと考えている。
委員	なるほど。私が経験したのは区長申立ての件で、生活保護の方であったが、区から違う市に行って、結局、生活保護もその市になったという経緯があって、（生活保護は）市がやるが、（報酬助成は）区長申立てなのだから区がやるべきだということ

(3) 令和7年度事業内容について

		とになり、お互い言い合った結果、市になったということがあ る。市の方がやはり助成金額が少なく、私は満額受け取れ なくてという経験があった。だから、国の判断を待つという話 もあったと思うが、実際どうなるかを詰めて考えておいていた だいたほうが良いと考えている。住所を移さないということが できれば良いが、有料老人ホーム等の施設に入るということで あれば、普通は移さないといけない。今回の改正で、助成金額 が拡充したことや、要件が統一したというのは私はいいいことだ と思うが、そのあたりもどこかで精査していただく場面が必要 ではないかと考えている。
	委員長	ほかに、ご意見・ご質問はあるか。 (意見・質問なし)
	委員長	議題(3)令和7年度事業内容について説明を求める。
	地域福祉課長	資料3について説明
	委員長	今の説明について、ご質問、ご意見はあるか。
	委員	(6)の送付先変更の手続のとき、登記事項証明書等が必要 となると思うが、その期限は3か月ということによろしい か。
	委員長	事務局、いかがか。
	地域福祉課長	基本的に直近のものを出していただくというところで、期間 についてはそこまで確認はしていない状況である。
	委員	窓口等で住所変更の手続きをする際には、必ず3か月以内と いうことで、中央区でも出張所等に行くと、1日でも遅れると 取り直して来てくださいということ、3か月以内ということ を言われているが、送付先変更のときはどうなのかと思い、質 問をした。 結局、私たち後見人は、登記事項証明書をいつも持っている というわけではなく、取り寄せなければいけないので、(期限 が決まっているのであれば)その期限を教えていただけるとあ

	りがたいと思っている。
地域福祉課長	期限までは指定していないが、逆に指定したほうがよろしければ、今後、検討をしたいと考えている。
委員	というよりは、去年の登記事項証明書でもいいですよというのであればすぐできるが、いろいろなところで登記事項証明書を提出するときは3か月以内のものということを指定されるので、もし期限が分かれば、こちらも準備をするので、送付先変更をお願いしたいというところがある。
地域福祉課長	今のところ、こちらとしては特段そこまでは気にしてはいなかったが、もしも期限を設けることが必要ということであれば検討させていただいて、ホームページ等でそのような形で直させていただければと思う。今のところ、窓口等でもトラブルになったことはないので、特段（期限を）意識はしていなかったが、その辺りは、もう一度区で確認させていただければと考えている。
委員長	そのほか、いかがか。
委員	先ほどのご指摘は、むしろ有効期限がないほうがありがたいという話で、設定したほうがいいという意味ではなくて、広く取っていただきたいと。私もその気持ちはよく分かるというか、登記事項証明書を取ったのがだいぶ前だったりすることもある。中央区ではなかったが、住民票を移す手続きか何かで、登記事項証明書の期限が決まっていたことがあり、押し問答したことがある。（送付先の変更の運用が）要綱か何かで定まっているのであれば話は別だが、運用レベルだったら、有効期限を問わないほうがこちらとしてはありがたいと思うが、いかがか。
地域福祉課長	はい。中央区としては、福祉保健部でいろいろな（所管から）書類を送るので、その送付先を一括変更するということで、要綱等で決めているわけではなかった。逆に、今のままでよくければ、我々にとっても皆さんにとって良いというのはあると思うが、実際、受任後すぐに持ってきていただいていることが多いので、あまり有効期限を意識したことはなかったという

	ころである。よほど悪用される方がいるのかどうかというところはあるが、我々としてもあまりがちがちにやるつもりはないと考えている。
委員	送付先の変更をオンラインでやるということは、私はすごく賛成で、例えば、静岡の磐田だったかは、固定資産税の送付先とか、全部オンラインでやることができた。実際やったこともあるが、一瞬で終わったので、郵送をやらずに大分楽だったし、磐田ってこんな進んでいるんだな、すごいなとそのときは思った。オンラインでの手続きを開始するのであれば、それぐらい振り切ってくれたらありがたいが、今は介護保険とか、後期高齢者のほうだけで、納税関係のこと等は、まだ対応していないという感じでよろしいか。
地域福祉課長	はい。特に固定資産税は都税事務所の所管になるため、区と東京都で分かれてしまっている。区役所の税務課については、今のところ運用に入っていないが、今後もしもそういったお声があるようであれば、その辺りは調整していけるかと思っている。
委員	なるほど。私も自治体の縦割りのところはあまり理解しておらず、一気にやれたらいいなという提案だった。実際にやるとしても、コストがかかるし大変だということであれば、まずは送付先の変更として、後期高齢者と介護保険とか、できるところからオンラインでやっていただくという方向性はいい方向性だと思っている。
委員長	そのほか、いかがか。
委員	7年度の事業のうちで、東京都で福祉サービス総合支援事業とか成年後見活用あんしん生活創造事業で補助の対象になっている事業があるかと思うが、今回挙げられた事業の中で、補助の対象事業というのはあるのか、教えていただきたい。
委員長	事務局、いかがか。
地域福祉課長	都の補助金は受けているが、対象事業については今すぐに回答ができず申し訳ない。後日、確認させていただいて、皆様に

	回答させていただければと思う。
委員長	そのほか、いかがか。
副委員長	この会よりも前のときの準備会ときからも話題になっていたかと思うが、(7)のチームの自立支援や、(8)の社会福祉協議会による法人後見の実施体制等々について、これは質問というよりも意見だが、ぜひ前向きに御尽力いただきたいと思っている。 社会福祉協議会による法人後見ができたとしても、やはりどうしても(受任)件数が限られてくるかと思う。ただ、一方でかなり需要はあると思っている。私の個人的な最近の体験だが、ほかの区で私がずっと成年後見をしていた人で、裁判所からの一本釣りに近かった困難案件は、その困難が終わった後、問題だったのは、遠方で、なかなか会いに行けないということだった。在宅の方だったため、行っても(本人が)いないことがあった。それで社会福祉協議会にお願いして、社会福祉協議会で受けてもらえないだろうかということで、成り手を探してきてくださって、この前、ついに成年後見を引き継いでいただいたというようなことがあった。被後見人が私よりずっと若いので、私がこのまま継続するというのは問題だとも思っていた。継続的な、これから先の複数の方の見守りのような仕組みづくりを中核機関でぜひご尽力いただけたらと思う。
委員長	事務局、いかがか。
地域福祉課長	はい。今後継続的に行うという場合には、法人後見は本当に重要だと認識している。社会福祉協議会だけでやるのか、ほかにも法人後見をやっている団体もあるので、もっとそういったところを活用していくのか、方法はいろいろあると思っている。まずは社会福祉協議会で法人後見をやりつつも、そういったところも調整しながら、なるべく皆さんが利用できるような形でやっていきたいと考えている。
委員長	そのほか、いかがか。
委員	3ページの(8)の社会福祉協議会による法人後見ということで、本当に待ち遠しいと思っている。知的障害者は、やはり

	利用する期間が長いので、本当にこれが実現できたらどんなに皆さん喜ぶかというふうに思っている。ぜひお願いしたい。
委員	法人後見については、社会福祉協議会の信用度というか、問い合わせでも、話を伺っている方からはそういうものを感じているところである。 来年度は、法人後見に向けて具体的に何ができるのかということ調査して、前向きにやっていく正念場の年度だと考えている。既に法人後見を実施している他区の状況については調べているところだが、実際やってみて、どれだけの潜在ニーズがあるか、潜在ニーズにもやはり対応していかなくちゃいけない、となると、当然、職員のマンパワーが必要になる。そこも含めて、どういう方を対象にしていくのか、そして、どういうふうに安定的にやっていけるのかを、社会福祉協議会としては検討したいと思っている。地域の期待があるということは重々認識しているところである。
委員長	そのほか、いかがか。
委員	先ほど申し上げた、例えば、東京都の成年後見活用あんしん生活創造事業だと、法人後見の受任の実施に係る事業費ということで、1取組当たり500万で補助率2分の1とか、あるいは、社協さんで法人後見監督も受任されているかと思うので、1件から9件なら、常勤職員1名分の人件費ということで補助基準額580万円、補助率2分の1ということで、いろいろな制度を使って、ご準備いただければと思う。
委員長	そのほか、いかがか。
委員	医師の立場として特に付け加えることはないが、私は、後見の診断書を書く立場であるので、その中での話をできたらと思う。 (患者が) 後見制度について非常に意識を持たれているが、とにかく医療機関頼みで、「この書類を書いてくれないか」ということで来る。実際に成年後見制度というのはどういうものか、私もそんなに詳しくはないが、やはり制度を分かってこそその利用であったり、申立てであったりが重要だと思う。社会福祉協議会を頼っているところが非常に大きい。そんなに毎月の

	ように診断書を頼まれるわけではないが、私としては、大概の場合、社会福祉協議会に連絡を取って、十分に（制度の）説明を聞いていただいて、申込みをしましょうと。実際、診断書を書いて、3か月以内に申立てをしないといけないということで、より有効に役に立つように、そして、制度利用に当たって手続の繰り返しになる等の負担が生じないようにするためにも、今後も社会福祉協議会などを頼っていきたいと思っている。
委員長	そのほか、いかがか。
委員	障害者の方の相談を受けることが多い立場だが、そういった部分では、先ほどから挙がっているように、社会福祉協議会の存在がすごく大きい。相談員の中でもまだまだ後見制度を知らない方もいるが、その中でも社会福祉協議会に相談してみるというところは、すごく安心感がある。 あと、後見制度まではいかないが、日頃のお金の使い方などを相談できる先が幾つもあるというのはすごく良いと思っているので、私ももっと勉強して、しっかりと制度について学びながら、障害者の困り事を一つでも解決していけるようにしていきたいと思っている。
委員長	そのほか、いかがか。
委員	おとしより相談センターにも、後見制度を使いたいという方の相談は年々増えてきていると感じている。その中で、普及啓発として、出前講座などを活用して、地域の方により制度のことを知っていただくという活動をしているところである。 令和6年度、今のところ後見の申立て件数は、月島おとしより相談センターだけで21件上がっている。区長申立ても行っており、今後とも区や社会福祉協議会と連携を深めていきたいと思っている。
委員長	そのほか、よろしいか。 （意見・質問なし） 私は大学で社会福祉士や精神保健福祉士の養成をしているが、そもそも志願者がすごく減ってきている。全国的に、社会福祉学科を選ぶ若者が少ない傾向があり、社会福祉士を養成し

3 閉会	委員長 地域福祉課長	ていく、国家試験を受けて合格する人たちもなかなか増えないという、非常に頭の痛いところもある。 それ以外にも、通信教育などでも社会福祉士（の資格）が取れるので、一般企業に勤めたけれども、ちょっと違うな、何かやっぱり人のためになることをやってみたいとか、超高齢社会の中で自分が生かせることはないかということで、30歳ぐらいから通信教育で社会福祉士を目指す人もぼちぼちいるが、いずれにしても、資格があればすぐできるということでもなかったりと、社会福祉協議会も人材を確保するという点では大変だと思っている。（社会福祉協議会への）期待はあっても、（応えられるだけの）人材をきちんと確保していくことがとても大きな課題だと思う。その辺りについては、中央区の行政でもバックアップしていただいて、きちんと力のある社会福祉士の人が社会福祉協議会などで長く勤められるように、またご検討いただけたらと思っている。 そのほかいかがか。よろしいか。 （意見・質問なし） 最後に事務局から連絡事項等があればお願いしたい。 会議の時間内に発言できなかったご意見については、意見票で3月14日金曜日までに事務局まで郵送、メール、ファックスなどで提出をお願いしたい。 次回の審議会は令和7年5月下旬から6月頃を予定している。開催日の1か月前に開催通知を送付する。
-------------	--------------------------	--